

手順書: 循環動態に係る薬剤投与関連

33. 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

□食事摂取量、水分摂取量、栄養状態、尿量、血糖値、電解質、腎機能等により、静脈ラインからの持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整が必要な患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

□意識状態の変化がない
□バイタルサインの変化がない
□心不全徴候がない
□急激な電解質異常がない

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡



病状の範囲内



安定
緊急性なし

【診療の補助の内容】

□持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整
・血糖値、電解質値、腎機能等から適切な輸液製剤を選択し、適切な投与量・投与時間を決定する
・添付文書の用法・容量に基づき薬剤の投与量を調整する
低張電解質輸液製剤: 1号液、2号液、3号液、4号液
糖質輸液製剤
末梢静脈栄養輸液製剤
アミノ酸製剤



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

□意識状態の変化
□バイタルサインの変化
□食事摂取量・飲水量の減少、発熱による不感蒸泄の増加、出血やドレーンからの排液量、IN/OUTバランス、嘔吐・下痢の有無
□脱水所見(皮膚の乾燥、排尿量の減少、口渴・倦怠感等)
□電解質、腎機能
□血糖値
□心不全症状、肺うつ血による呼吸困難の有無

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

□担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

□担当医師に直接連絡する
□特定行為の実施を診療録に記載する